

国際会計基準審議会（IASB）・金融機関等における金利リスク管理活動を財務諸表に反映する画期的なモデル（RMA）を提案

2025年12月3日、IASBより「リスク軽減会計—IFRS第9号及び第7号の改訂」が公表されました。

RMA

動的リスク管理

マクロヘッジ



News

- オープン・ポートフォリオの金利改定リスクを純額ベースで管理する銀行等に向けたリスク軽減会計（Risk Mitigation Accounting : RMA）を提案しています。
- 一定の要件を満たすリスク管理活動を行う場合に限り、金利改定リスク軽減のために取り組んだデリバティブの公正価値評価損益は資産もしくは負債に認識されます。
- 本改訂の適用に伴いIAS第39号のヘッジ会計（金利リスクについてのポートフォリオ公正価値ヘッジを含む）に関する定めは廃止され、IAS第39号のヘッジ会計は基本的に中止されます。



Background

銀行等では、さまざまなリスクに対処するため、一般にALM（Asset Liability Management）というリスク管理活動を行っています。ALMはオープン・ポートフォリオを前提とした動的なリスク管理手法ですが、現行IFRS第9号のヘッジ会計ではリスク・エクスポートジャーヤへの影響がなくとも対象資産負債の入替えが原則ヘッジの中止と扱われる等、リスク管理活動を財務諸表に適切に反映する定めがないことが課題で、マクロヘッジ会計開発への強い期待がありました。



Insight

RMAのもとでは、金利改定リスク軽減のために取り組んだデリバティブの公正価値評価損益を純損益やその他の包括利益ではなく資産もしくは負債に認識することで、純資産の変動を回避します。また、リスクの管理対象を特定の金額ではなく一定の「リスク管理枠」、つまり「範囲」としてとらえるなど、銀行の動的なリスク管理を反映しやすい仕組みが整えられています。一方で、銀行以外の業態、例えば保険会社などにこのモデルがうまくフィットするかはまだ未知数です。本公開草案について、IASBは2026年7月31日までコメントを募集しています。

1. RMAの概要

RMAは、企業による金利改定リスク管理活動の効果を財務諸表に表現することを目的として開発されました（BC11*1）。金利改定リスクとは、金利リスクの一種で、ベンチマーク金利への改定「タイミング」の違いや、タイミングは同じであっても特定の期間において金利改定される金融商品の「金額」が異なることによって、金融商品に係るキャッシュ・フローや公正価値の変動性に企業が晒されることを指します（IFRS9. Appendix A）。

企業の保有するさまざまな金融商品は、それぞれ異なるタイミングで異なる金利指標を反映して金利改定される可能性があります。金利の改定は、固定利付の商品には公正価値変動リスク、変動利付の商品にはキャッシュ・フロー変動リスクをもたらします。これを予定取引から生じる影響も含めた合算純額ベースで管理、リスク軽減を図るリスク管理活動（IFRS9.7.1.1）を、RMAは対象としています（IFRS9.7.1.3）。

RMAは既存のヘッジ会計の枠組みでは解決できないマクロヘッジ手法開発のニーズから編み出されたものではあります、ヘッジ会計の一種ではなく、異なる会計モデルとして位置付けられています（BC7）。

純額ベースで金利改定リスクを管理していてもRMAの適用は任意ですが、RMAの適用如何にかかわらず、そのリスク管理活動については開示を要求することが、今回提案されています。

以下、RMAモデルの適用における前提条件、金利改定リスクの決定、金利改定リスクの軽減、RMAの会計処理の順番で解説します。

*1：特に明示しない限り、本ポイント解説における参照は公開草案のものとなっています。

2. RMAの適用要件

企業は以下のすべての条件を満たす場合にのみRMAを適用できるとされています（IFRS9.7.1.4）。

- 事業活動を通じて金融商品の認識と認識の中止が生じることで、企業が金利改定リスクに晒されている
- 企業のリスク管理戦略においてリスク・リミットが設定されており、その範囲内でリスク軽減の対象とされる金利指標（軽減対象金利）ごとにリスク軽減が図られる
- リスク管理戦略に基づき、対象となるポートフォリオから生じる金利改定リスクを、純額ベースで、デリバティブを用いて軽減している。

IASBは、銀行における金利改定リスク管理を念頭に上記を設定しましたが、RMAは銀行以外の企業による適用を排除するものではありません（BC8）。

3. 正味の金利改定リスクに関するエクスポージャー（Net Repricing Risk exposure : NRR）の決定

RMAを適用するに当たって、まず対象エクスポージャーとしてのNRRを決定します。

はじめに、基礎となるポートフォリオ（対象ポートフォリオ）を特定します。対象ポートフォリオに含めることができるのは以下に限定されます（IFRS9.7.2.1）。

- (i) 償却原価で測定する金融資産・負債
- (ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産
- (iii) (i)(ii)の金融資産・負債の認識もしくは認識の中止を生じさせる将来の取引で一定の要件を満たすもの

対象ポートフォリオから生じる金利改定リスクを金利改定日の予測に基づき一定の期間（タイムパケット）ごとに合算することで、NRRを決定します（IFRS9.7.2.5）。

図表1：NRRの決定

（単位：百万円）

	20X1	20X2	20X3	20X4	20X5
固定利付資産のポートフォリオ①：5年ものローンだが3年目以降繰上返済が見込まれる	500	500	480	450	400
固定利付資産のポートフォリオ②：将来組成する固定利付ローンのうち、発生可能性が非常に高いもの	—	50	50	50	50
顧客からの受入預金のポートフォリオ：金利のつかない要求払預金	-200	-100	—	—	—
固定金利エクスポージャー計	300	450	530	500	450
固定利付ポートフォリオ①の再投資	—	—	20	50	100
変動利付負債のポートフォリオ①：上記固定利付ポートフォリオ②に対応する資金調達	—	-50	-50	-50	-50
上記受入預金の再調達	-100	-200	-300	-300	-300
変動利付負債のポートフォリオ②：5年ものインターバンク借り入れ	-200	-200	-200	-200	-200
変動金利エクspoージャー計	-300	-450	-530	-500	-450

出所：設例24を一部変更してあざさ監査法人作成

ここで、上の例では1年ごとでNRRを集計していますが、タイムパケットの設定（どの期間単位で集計するか）は、企業のリスク管理に関する意思決定と整合させる必要があります（IFRS9.7.2.9(a)）。また、NRRの定量化は、純金利収益の金利感応度やPV01など、企業が実際のリスク管理で使用しているリスク指標を用います（IFRS9.7.2.9(b)）。

4. 金利改定リスクの軽減：リスク軽減目標及び指定デリバティブの 特定

タイムバケットごとに把握されたNRRを一定以下に収めるべく、企業はリスク管理活動を行っています。リスク管理戦略で決められたリスク・リミットの範囲内に残存リスクを収めるために、リスク管理活動を通じてどの程度NRRを軽減するかを、RMAではリスク軽減目標（Risk Mitigation Objective : RMO）と呼びます（IFRS9.7.4.2）。RMOは、タイムバケットごとのNRRに対して設定されます（IFRS9.7.4.1）。

これに対して、金利改定リスク軽減のために用いた金利デリバティブは、指定デリバティブと呼ばれます（IFRS9.7.3.1）。一般的なヘッジ会計において、適格なヘッジ手段とならないようなデリバティブ（例えば売建オプションや内部取引）はRMAでも、指定デリバティブに指定できません（IFRS9.7.3.4-7.3.7）。

RMOは、どこまでNRRを軽減しようとするかの企業の意図であるため、直接的に観察することはできません。しかし、指定デリバティブを用いてリスク軽減活動を行っていることを以て、RMOの証左とされます（BC79(b)）。

これまで説明してきたNRR、RMO及び指定デリバティブの関係を示したものが、下図になります。

図表2：NRR、RMO、指定デリバティブの関係



出所：あずさ監査法人作成

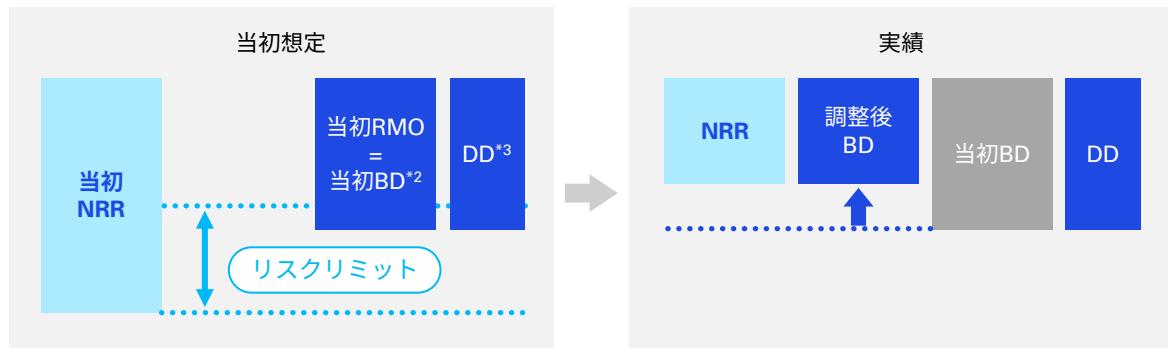
5. RMAの会計処理

（1）ベンチマーク・デリバティブの構築と、その後の調整

RMOとして特定された金利改定リスクの時期および金額を描写するために、RMAではベンチマーク・デリバティブを構築します（BC84）。ベンチマーク・デリバティブとは、現行IFRS第9号のキャッシュ・フローヘッジにおける仮想デリバティブに類似するもので（BC84）、RMOの測定に用いられます。

前頁で述べたとおり、RMOは指定デリバティブによって証左されるものでもあります。そのため、RMOを表すベンチマーク・デリバティブと実際に約定している指定デリバティブとは、リスク軽減活動を行った時点では一致していると考えられます。しかし、その後の想定外の変化によりNRRがRMOより小さくなった場合には、ベンチマーク・デリバティブを調整する必要があります（IFRS9.7.4.6）。実際に晒されているリスク（NRR）を上回るリスクが指定デリバティブで移転されている、つまりいわゆるオーバーヘッジ的なポジションとなってしまうためです。

図表3：ベンチマーク・デリバティブの構築と、その後の調整



*2：ベンチマーク・デリバティブ

*3：指定デリバティブ

出所：あづさ監査法人作成

（2）リスク軽減調整の計算と、財政状態計算書上の認識

指定デリバティブの利得・損失のうちRMOに則って金利改定リスクを軽減している部分、具体的には、以下のいずれか小さいほうの金額は、リスク軽減調整として、財政状態計算書上、資産または負債に区分表示されます（IFRS9.7.4.8、IFRS7.30E(a)）。

- (A) 指定デリバティブの、指定日以降の利得・損失の累計額
- (B) ベンチマーク・デリバティブの公正価値の変動累計額

なお、上記（A）が上記（B）を超過する場合、当該超過額は直ちに損益に認識されます（IFRS9.7.4.9）。

（3）財政状態計算書に認識されたリスク軽減調整の、損益への振替え

財政状態計算書に認識されたリスク軽減調整は、その後、対象ポートフォリオ内の金融商品の金利改定ギャップが損益に影響を与えるのと同じ報告期間において損益に振り替えられます（IFRS9.7.4.10）。

また、企業は財政状態計算書に認識されたリスク軽減調整の金額について、その一部が金利改定リスクの軽減として実現しない可能性があるかどうかを、各報告日時点で評価する必要があります。具体的に、もし報告日時点のリスク軽減調整の金額がNRRの現在価値を上回る場合には、NRRの現在価値までリスク軽減調整の金額を減額する必要があります（IFRS9.7.4.11, 14）。

（4）リスク軽減会計の中止

リスク管理戦略に変更がない限り、リスク軽減会計の適用を任意に中止することは禁止されています。一方、リスク管理戦略に変更が生じた場合には、将来に向かってリスク軽減会計の適用を中止することが求められます（IFRS9.7.5.3）。

6. 開示要求

RMAを適用する企業は、財務諸表利用者が以下のことを理解できるようにするための開示が要求されます（IFRS7.30F）。

- リスク管理戦略に従ってどのように金利改定リスクを管理しているか
- リスク管理活動が将来キャッシュ・フローに与える影響
- RMAの適用が財務諸表に与える影響

また、RMAを適用していない場合であっても、前述のRMAの適用要件にあるようなビジネス、リスク管理活動を行っている企業は、金利改定リスクをどのように管理しているか、定性的開示が求められます（IFRS7.33A）。

7. IAS第39号の廃止

本改訂の適用に伴いIAS第39号のヘッジ会計（金利リスクについてのポートフォリオ公正価値ヘッジを含む）に関する定めは廃止されるため、IAS第39号のヘッジ会計は基本的に中止されます（IFRS9.C1.17）。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピー ライ ト © IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSBT™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

Document Classification: KPMG Public